

Technical Regulation 2012



2012年度 マツダファン・サーキットトライアル 車両規定

1. 車両

マツダファン・サーキットトライアルに参加できる車両は、JAF 国内競技車両規則第3編スピード車両規定第6章スピードB車両規定に加え、次の各項に従ったものでなければならない。また、当規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更および改造は一切許されない。

2. 純正部品

- 国内向け仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のものを指す。
- メーカーおよびディーラーオプション（マツダスピード製品を含む）は純正部品に含まれない。
- 車の通称名が同一であって型式が同じ場合のみ、異なるグレード（機種）に設定されている部品を純正部品として使用することが認められる。
- 車の通称名が同一であって型式が同じ場合であっても、台数を限定して販売された車両または当初から架装自動車として持ち込み登録された車両にのみ設定されている部品は、純正部品として扱わない。また当初からであっても、この部品を使用することは純正部品を交換した、もしくは追加で装着した車両と判断する。
- 使用する全ての純正部品の修正・加工は許されない。ただし、当規定に定められた部品の装着に伴う最小限の加工・削除のみ許される。
- 同一車種で同一型式車両に当該部品が装着されていないものがある場合を除き、規定で許された部品の交換・取付等の理由が伴わない純正部品の取外し・削除は認められない。
- アクセサリ部品で競技に不必要と判断され、容易に取り外しができるものは、競技中に取り外さなくてはならない。

3. 交換・追加部品

車両への追加装着および純正部品から交換できる部品は、全て保安基準に適合している車検対応部品だけで行い、その取り付け方法を組み、すべて道路運送車両の保安基準に従ったものであること。また、追加および交換できる部品の範囲は各クラスの改造規定に従うこととし、改造の詳細は参加申込書に全て明記すること。



4. 参加車両

- 参加車両はナンバー（登録番号）を有する国内向け仕様のマツダ車両であること。
- 特に認めた場合を除き、自動車検査記載事項の変更及び構造検査の手続きが必要な改造（エンジン換装機、排気量の変更、等）は禁止する。ただし、株式会社マツダE&Iが架装整備し持込登録された架装自動車に限り、そのベース車両クラスでの参加が認められる。
- 競技中においても乗車員分の座席を有すること。ただし、車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ1250」、「オープン・ロータリー」クラスに限り、ロールバーを取り付けることを目的に乗車員数を変更することが認められる。（各運輸支局等において乗車員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと）
- 4点式以上の安全ベルトを追加装備することを推奨する。ただし、追加装備した場合でも、既設の安全ベルト（3点式等）を変更、取り外してはならない。また、4点式安全ベルト等を追加装備し正しく機能させるために、競技中のみ、後部座席の最小限の部品を取り外すことが認められる。
- 近接排気騒音が103dB以下（平成10年11月以降製造車は96dB以下）でなければならない。
- オイルキャッチ装置を取り付ける場合、その取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。また、容器はプラスチック、あるいは透明な窓を備えたものでなければならない。ブローバイガス還元装置は当初の機能を有すること。（大気解放は許されない）
- バッテリーは自動車用の他のもへ変更することができる。また、車室内を除き堅固に固定することを条件に搭載位置を変更することができる。ただし、トランク部への搭載位置変更は、隔壁に加えてバッテリーボックスを設置すること。
- 競技終了時点における燃料、潤滑油、冷却水を含み、ドライバーを除いた車両の重量は、当初の車検証もしくはカタログに記載された車両重量から、Nクラスはそれ以上、その他のクラスは-50kg以上であること。構造変更により当初の車検証から重量が変わっている場合は、当初の重量が証明できる書類を携帯すること。
- 4点式以上のロールバーの取り付けを推奨する。オープンカー（脱着式ハードトップ装着車を含む）は4点式以上のスチール材のロールバーを取り付けていること。取り付けの場合には国内競技車両規則第3編第4章第1条4「ロールバー」の規定に従うこと。ただし、リトラクタブル（格納式）ハードトップ車は、クロス状態時にはオープンカーとはみなされず、ロールバーの取り付けを義務付けられない。

- 前後にけん引穴あきブラケットを備えなければならない。新たにけん引穴あきブラケットを装着する場合には国内競技車両規則第3編第6章第1条7「けん引穴あきブラケット」の規定に従うこと。

- フロント・リアボンネットまたはトランクリッドを変更した場合には、少なくとも2個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けこと。
- 燃料は、石油会社で生産され、通常のガリリンスタンドのボンベから販売されている自動車用無鉛燃料でなくてはならず、オクタン価を上げる効果のある添加剤を使用しないこと。
- 降着器用運転装置を装着することができる。ただし、健常者は使用しないこと。
- 車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がないJAF 国内競技車両規則第4編付則「アクセサリ等の自動車部品（エアロパーツ類を含む）」の取り付け、取り外し、変更が許される。
- 前部のナンバープレートを移設することができる。ただし、車両前面外部の見やすい位置に確実に取り付けこと。また、競技中であっても取り外すことは許されない。
- メーカーラインオフ状態での装着（純正装着）および車体（国内競技車両規則第3編第1章第4条に従う）を除き、カーボン材（カーボン含有率が全てを占めるもの）を使用しないこと。
- 当該規定の2)および3)に適合しない車両は、車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ1250」、「オープン・ロータリー」、改造範囲0クラスまたはMクラスでのみ参加が認められる。ただし、車両の部品を変更または交換し、いかなる部品を装着し使用する場合にも、車両の使用者の責任において道路運送車両の保安基準に適合させた状態とし、その他の車両規定にも常に適合するよう維持しなければならない。
- B-Sports が特に認めた場合に限り、上記項目に該当しない車両での参加を賞典外で認める場合がある。また、上記項目に該当する車両であっても、B-Sports が参加に適合しないと判断した場合には、特に理由を示すことなく出走を取り消す場合がある。

5. NORMAL クラス改造規定

- Nクラス参加車両は、以下の項目と同車両規定4.「参加車両」で認められた場合を除き、同車両規定2.「純正部品」のみを使用することを基本とする。
- 点火装置
ハイテンションコードおよび点火プラグの変更は許される。また、アーシングは、当該型式車両用に設定された車検対応の純正オプション部品に限り、取り付けが許される。
- 吸気装置
エアクリナーケース、配管の変更は許されない。エレメントの変更のみ許される。
- 駆動装置
クラッチディスク、クラッチカバーのみ、数および直径を除き変更することができる。
- ブレーキ装置
パッド、ライニング、ローター、ホースの交換が認められる。ただしローター径の変更は許されない。
- タイヤおよびホイール
①通称Sタイヤ（モータースポーツ競技用タイヤ）の使用は禁止する。タイヤおよびホイールは、どのような場合でも車体と接触してはならず、車軸中心より前方30°、後方50°の範囲にコンローラーからはみ出してはならない。また、オーバードレンダーの追加、フェンダーのツメ折加工は禁止する。

メーカー	ブランド名	使用不可タイヤ名称
ブリヂストン	POTENZA	RE-11S/RE55S
横浜ゴム	ADVAN	A050/A048/A038/A021R
ダンロップ	FORMULA-R	D93J
	DIREZZA	026/03G
東洋ゴム	PROXES	R888
ミシュラン	Pilot	Sport Cup
クムホ	ECSTA	V710

※上記以外のタイヤでもSタイヤに準ずると判断される場合、猶予期間を持たず使用を禁止する場合がある。

②タイヤおよびホイールとも純正部品と同サイズであること。

③ホイールはスチール製、またはJWLまたはVIAマークのあるアルミ合金製のみとする。

④タイヤの溝は、競技終了後も1.6mm以上あること。

⑤タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない。

⑥ホイールスベラーの使用は禁止する。

6. LIGHT クラス改造規定

- Lクラス参加車両は、同車両規定4.「参加車両」に常に合致した状態であれば、同車両規定3.「追加・交換部品」に該当するいかなる部品を装着し使用することが認められる。ただし、以下の項目には従うこと。
- エンジン本体
ピストン、コンロッド、クランクシャフト、カムシャフトの変更および加工は禁止される。またポート加工も禁止される。
- コンピュータ
コンピュータの変更及び電氣的に諸装置を調整できる調整装置（ECU等の全てのコンピュータ類のコントロールローラー）の使用は禁止とする。
- 点火系統
①点火方式の変更は禁止する。
②ハイテンションコードおよび点火プラグの変更は許される。
③アーシングは、当該型式車両用に設定された車検対応の純正オプション部品に限り、取り付けが許される。
- 吸・排気系統
①エアクリナーケース、配管の変更は許されない。エレメントの変更のみ許される。
②吸気、排気マニホールド、触媒装置の変更は禁止する。マフラーの変更のみ許される。
③防熱装置（バンテージ等の装着）を施すことは許されない。
- 過給装置（ターボ、スーパーチャージャー）
追加および変更は禁止する。
- インタークーラー
追加および変更は禁止する。
- 駆動装置（クラッチ、フライホイール、ミッション、デフを含む）
クラッチディスク、クラッチカバー、フライホイール、元のケースを使用してボルトオンで取付けられるLSDの変更が認められる。
- ブレーキ装置
パッド、ライニング、ローター、ホースの交換、マスターシリンダストッパーの追加が認められる。ただしブレーキ方式ならびにローター径の変更は許されない。
- サスペンション
形式を変更しなければ、材質を含み自由とするが（車高調整機構も可）、過剰操作による減衰力調整機構を備えてはならない。

- タイヤおよびホイール
Mクラスと同様とする。ただし、サイズアップは幅を最大10mm、ホイール径を最大1インチまで変更することが許される。
- 補強
①ラバーマウントおよびブッシュは材質の変更が無いことを条件に硬度の変更のみ許される。
②車体（排気系）ならびにサイドシル・各メンバー等の空洞部への補強は、スポルト増し、面沿い溶接、当て板、溶剤など材料を用いた補強を含み禁止する。
③ボルトオンで装着できるものに限り、タワーバー、スタビライザー、パフォーマンスバー等の補強バーの追加・変更が認められる。ただし、車室内で調整可能であってはならない。
- MORE クラス改造規定
1) Mクラス参加車両は、同車両規定3.「参加車両」に常に合致した状態であれば、同車両規定3.「純正部品」、4.「追加・交換部品」に該当するいかなる部品を変更、追加・加工することが認められる（ロータリーエンジンのポート方式の変更も可）。ただし、以下の項目には従うこと。
2) 排気系統
触媒装置は、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り変更が認められる。
3) 過給装置（ターボ、スーパーチャージャー）
①当初から過給装置を設置した車両・機種（限定車を含む）が無い車種クラスの場合、過給装置を新たに設置することは禁止される。もし、当該クラスで過給装置を新たに設置した場合は、車種「オープン・レシプロ」、「オープン・レシプロ1250」、「オープン・ロータリー」、改造範囲0クラスまたはMクラスでのみ参加が認められる。
②当初から過給装置を設置した車両・機種（限定車を含む）がある車種クラスの場合、過給装置を変更、新たに設置することが認められる。
4) タイヤおよびホイール
Lクラスと同様とする。ただし、サイズは自由とし、ホイールはJWLまたはVIAマークのある軽合金製（マグネシウム合金製を含む）の使用、フェンダーのツメ折加工、ホイールスベラーの使用が認められる。
- CLOSED クラス改造規定
Cクラス参加車両は、同車両規定7.「MORE クラス改造規定」に従うこと。
- 統一解釈
本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、参加者の必要性に応じて変更、改造の範囲を必要最小限に留めることで、日常の利便性を極力損なわず、廉価な車両で平等な条件の下に、モータースポーツの真髄を堪能できることを目的として作成されたものであり、JAF 国内競技車両規則および当規則により規定されていない事項については、すべて改造、変更、取り付けが許されないし解釈しなければならない。
また、参加者は本規則を遵守して参加することが前提であり、本競技会の車両検査の可否が一般公道における道路運送車両の保安基準に適合していることを保障するものではないと解釈しなければならない。本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈を以て最終とする。

